

議 事 説 明 資 料

平成 17 年 7 月 14 日

国土交通省 中部地方整備局
設 楽 ダ ム 工 事 事 務 所

本資料に記載した内容については、

「第3回 設楽ダム建設事業 環境影響評価 技術検討委員会」
の審議等を踏まえ、今後、変更になる可能性があります。

(2) 經過報告

環境影響評価の流れ

1. 設楽ダムの環境影響評価法の適用について

「環境影響評価法」(第二条)に基づき環境影響評価を実施するダム事業の要件(「環境影響評価法施行令」(別表第一))

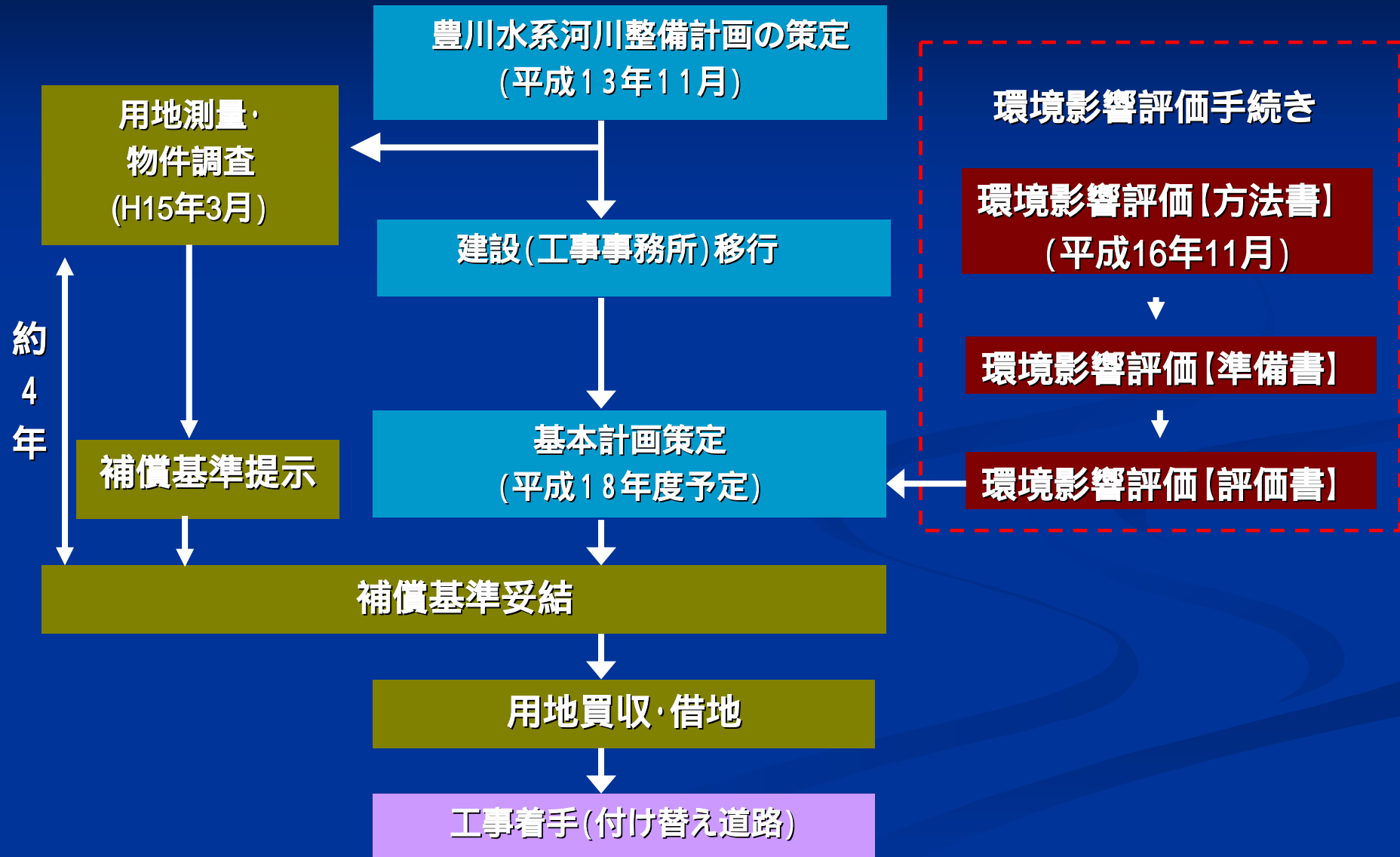
新築されるダムの規模		区分	アセス実施の判定
サーチャージ水位における貯水面積	100ヘクタール以上	第一種事業	法に則った環境影響評価を必ず行う
	75ヘクタール以上 100ヘクタール未満	第二種事業	第二種事業判定基準(主務省令)に基づき主務大臣が判断

注) サーチャージ水位がないダムでは、常時満水位



設楽ダムの貯水面積 : 297ヘクタール
(第一種事業に該当。法に則った環境影響評価を行う。)

2. 環境影響評価の実施時期と位置付け



3. アセス書(方法書・準備書・評価書)の内容

アセス書とは、環境アセスメントの手続きの中で事業者が作成する報告書の総称です。
環境アセスメントの手続きに応じて

- ・環境影響評価方法書(方法書)
- ・環境影響評価準備書(準備書)
- ・環境影響評価書(評価書)

の3つが法律で規定されたアセス書にあたります。
それぞれのアセス書に書かれている内容は主に次のとおりです。

方法書:これから行う環境アセスメントの方法を伝えるものです

1. 対象事業の目的及び内容
2. 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3. 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

準備書:環境アセスメントの結果を伝えるものです

1. 対象事業の目的及び内容
2. 対象事業が実施されるべき区域及びその周囲の概況
3. 方法書について環境の保全の見地からの意見と事業者の見解
4. 環境影響評価の項目並びに調査・予測・評価の手法
5. 環境影響評価の結果(環境の保全のための措置及び検討の経緯など)

評価書:準備書に対する意見を踏まえて、必要に応じてその内容を修正したものです

4. 環境影響評価手続きの流れ

環境影響評価方法書の作成 ← 技術検討委員会

方法書の公告・縦覧

← 住民からの意見
← 知事意見

項目・手法の選定(修正) ← 技術検討委員会

調査の実施

環境影響評価準備書の作成 ← 技術検討委員会

準備書の公告・縦覧

説明会の開催(開催1週間前に公告)

← 住民からの意見

準備書についての意見概要、見解書の作成

市町村長意見
↓
知事意見

評価書の作成 ← 技術検討委員会

環境大臣意見

← 国土交通大臣意見

補正評価書の作成 ← 技術検討委員会

評価書の公告・縦覧

これまでの経緯

- | | | |
|-------|-------------|--|
| 平成16年 | 5月 | 第2回設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会を開催 |
| 平成16年 | 10月 | 設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会 現地視察を開催 |
| 平成16年 | 11月
~12月 | 「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価方法書」を縦覧
(11月24日~12月24日) |
| 平成17年 | 2月 | 「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価方法書」に対する
意見の概要を、愛知県知事及び関係町村(設楽町・津具村・
鳳来町)長宛てに送付 |
| 平成17年 | 4月 | 「豊川水系設楽ダム建設事業環境影響評価方法書」に対する
意見書を愛知県知事が通知 |
| 平成17年 | 7月 | 第3回設楽ダム建設事業環境影響評価技術検討委員会を開催 |

(3) 方法書に対する意見について

1 . 共通事項

- (1) 当該事業については、事業の計画の検討の経緯を踏まえ、より確実性の高い環境影響評価を実施し、その結果を事業の計画、環境保全措置の検討、施工時の環境への配慮等に反映すること。



1 . 共通事項

- (1) 本事業環境影響評価の結果を受け、事業の計画、環境保全措置の検討、施工時の環境への配慮等に反映していきます。

1 . 共通事項

- (2) 事業内容の具体化に当たっては、環境保全対策に関する最新の情報を考慮して、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境負荷の低減について検討すること。



1 . 共通事項

- (2) 事業内容の具体化に当たっては、環境保全対策に関する最新の情報を考慮して、最善の利用可能技術を導入するなど、より一層の環境負荷の低減について検討していきます。

1 . 共通事項

- (3) 事業内容の具体化に当たっては、ダム の湛水や貯水位変動によりダム周辺における斜面の崩壊あるいは地すべりの発生が懸念されることから、地盤環境への影響について配慮すること。



1 . 共通事項

- (3) ダム の湛水による地すべりの可能性等については、把握に努めるとともに、貯水池法面の安定のため、事業計画の中で必要な検討を行います。

1 . 共通事項

- (4) 工事計画の検討に当たっては、低公害型の建設機械等の使用など、環境負荷の低減に配慮すること。



1 . 共通事項

- (4) 工事計画の検討に当たっては、低公害型の建設機械等を使用し、環境負荷の低減に配慮していきます。

1 . 共通事項

- (5) 準備書の作成に当たっては、調査・予測・評価の地域及び地点の設定根拠を具体的に記載すること。
また、水環境、植物、動物及び生態系の調査・予測・評価の対象とする地域については、必要に応じ拡大すること。



1 . 共通事項

- (5) 準備書の作成においては調査・予測の地域及び地点の設定根拠を記載します。
水環境の調査・予測の対象とする地域は、設楽ダム事業そのものにより水環境へ及ぼす影響を適切かつ効果的に把握できることを念頭に設定しており、設楽ダムが水環境へ及ぼす影響を適切かつ効果的に把握できる地域の設定として、布里地点までを調査、予測の地域としています。
また、動物、植物、生態系の調査地域は、重要な種等が環境影響を受けるおそれのある地域を設定しています。

2 . 大気質

- (1) 工事の実施に伴う粉じん等の予測・評価に当たっては、建設機械の稼動に加え工事用車両の走行に伴う影響についても対象とすること。



2 . 大気質

- (1) 工事用車両の走行に伴う粉じん等については、未舗装の工事用道路を工事用車両が運行した場合の環境影響が懸念されることから、工種の一つである現場内運搬を対象として予測及び評価を行います。
なお、一般供用道路における工事用車両の運行については、一般供用道路が舗装路であること、及び、工事区域の出口において粉じん等の発生要因であるタイヤに付着した泥等の洗浄を行うことから、一般供用道路の状況は工事の実施においてもほとんど変わらないものと考えます。

2 . 大気質

- (2) ダムの建設は、ダム堤体の工事、原石採取の工事など複数の工事が実施され、かつ、長期間にわたることから、予測対象時期を複数設定するなど、工事の区分ごとに粉じん等の影響を適切に予測・評価すること。



2 . 大気質

- (2) 予測対象時期は、工事の計画を踏まえて、環境影響が最も大きくなる時期に設定します。

3 . 振動

建設機械の稼働に伴う振動の予測・評価に当たっては、現況を把握し、適切に行うこと。



3 . 振動

建設機械の稼働に伴う振動の現況については、現況において発生源がほとんどありません。このため地盤の状況等について、文献資料により現況を把握し、適切に予測・評価を行います。

4 . 水質

工事中の河川の水質汚濁についての予測・評価に当たっては、下流での水道水・農業用水の取水等を踏まえ、適切に実施すること。



4 . 水質

工事中の河川の水質汚濁については、土砂による水の濁り、水素イオン濃度について現況を把握し適切に予測、評価を行います。

5 . 動物・植物・生態系

- (1) 方法書に記載されている植物の既往現地調査のうち、平成11年度以前の結果は、調査精度に検討を要する点があることから、平成13年度及び平成14年度の結果と区別して整理すること。



5 . 動物・植物・生態系

- (1) 植物の調査結果に関しては、調査年度別の確認種目録として整理すると共に、重要な種の全ての確認状況について確認年度を記述します。
また、植物の重要な種の予測は、平成13年度以降の近年の確認状況に基づいて行います。

5 . 動物・植物・生態系

(2) 植物の調査結果の記載に当たっては、植生や林相等の現況についても、具体的に記載すること。



5 . 動物・植物・生態系

(2) 植生及び林相の現況について、具体的に記載します。

5 . 動物・植物・生態系

- (3) 動物、植物及び生態系の予測・評価に当たっては、専門家の意見を聴くなどし、最新の知見に基づき行うこと。



5 . 動物・植物・生態系

- (3) 動物、植物及び生態系の予測・評価に当たっては、技術検討委員会を開催する等、必要に応じて専門家の指導・助言を仰ぎ、最新の知見に基づいて行います。

6 . 景観

景観の予測・評価に当たっては、主要な眺望地点からの眺望景観のみならず、身の回りの景観への影響としての囲繞(いにょう)景観についても適切に把握して行うこと。



6 . 景観

身の回りの景観への影響については、人と自然との触れ合いの活動の場における快適性の変化の中で、近傍の風景として適切に把握して行います。

7 . 人と自然との触れ合いの活動の場

ダム堤体の下流には、「オシドリの里」と呼ばれている場所があるので、事業実施に伴う影響を適切に予測・評価すること。



7 . 人と自然との触れ合いの活動の場

「オシドリの里」は主要な人と自然との触れ合いの活動の場のうち、豊川の水辺における場として予測、評価を行います。

8 . 廃棄物等

ダム建設事業の建設工事に伴い、伐木等で発生する廃棄物の状況を適切に把握し、予測・評価すること。



8 . 廃棄物等

建設工事に伴い発生する伐採木等の廃棄物の発生状況について、予測、評価を行います。

9 . その他

- (1) 準備書の作成に当たっては、方法書に対する住民などの意見について十分な検討を行うこと。



9 . その他

- (1) 方法書に対する住民などの意見について十分に検討を行い、準備書を作成します。

9 . その他

- (2) 準備書は専門的な内容が多く、かつ、膨大な図書になる可能性があることから、作成に当たっては、住民などにわかりやすい内容となるような方策を検討し、実施すること。



9 . その他

- (2) 準備書は、法及び省令に則り作成するとともに、準備書を要約したパンフレットなどを作成し、住民等に内容が分かりやすくなるように努めます。

調査範囲の考え方

布里より下流では発電取水や寒狭川導水路から始まる豊川用水など豊川からの取水が多く行われています。また、新城市や豊川市などの市街地からの負荷流入など社会経済活動等の影響があり、設楽ダムの水環境への影響を適切に予測できないと思われます。

ダム堤体下流からは支川がいくつも流入し、相当程度（設楽ダムの集水域の約4倍、低水流量で約4.5倍）の流量により希釈される。このため、設楽ダムによる環境影響を受けると予想される地域は、主要支川の巴川流入後の布里地点までの地域であると考えております。

布里地点は豊川の中でも古くから観測所を持ち、影響を予測評価するのに必要なデータが充実していることから適切であると考えております。

豊川流域図



流域面積と流況

表1 流域面積の関係

項目	流域面積(km ²)
ダム流域	62.2
野々瀬川合流点	79.2
当貝津川合流点	147.0
布里	252.0
豊川全流域	724.0

注) 設楽ダム資料

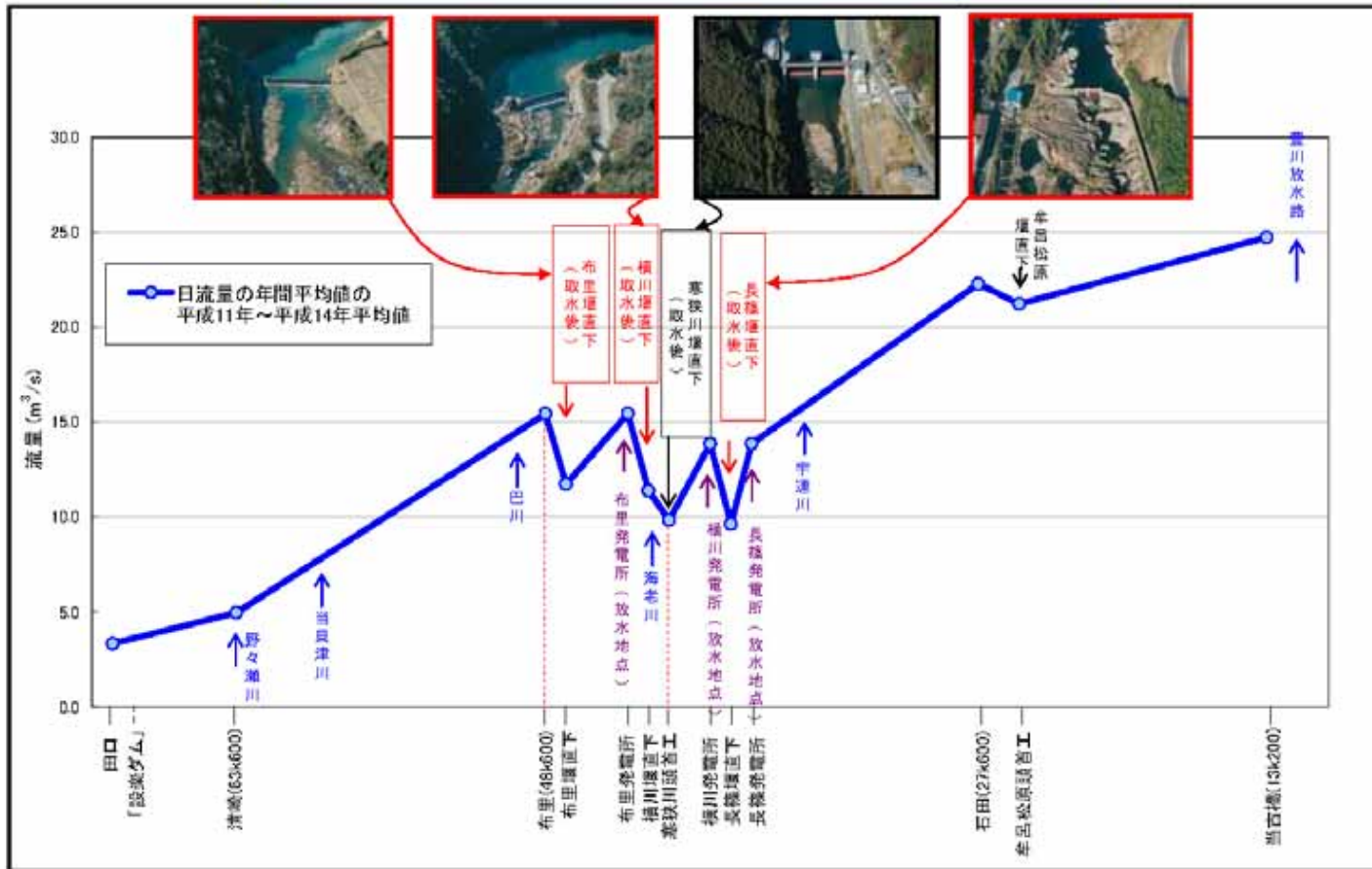
表2 豊川の流況

(単位: m³/s)

河川名	観測所名	最大	豊水	平水	低水	渇水	最小	年平均
豊川	田口測水所	223.10	3.51	2.10	1.37	0.81	0.34	3.74
豊川	清崎	717.62	4.46	2.27	1.53	1.13	0.83	5.11
豊川	布里	2130.69	15.48	9.44	6.18	3.76	0.30	15.89

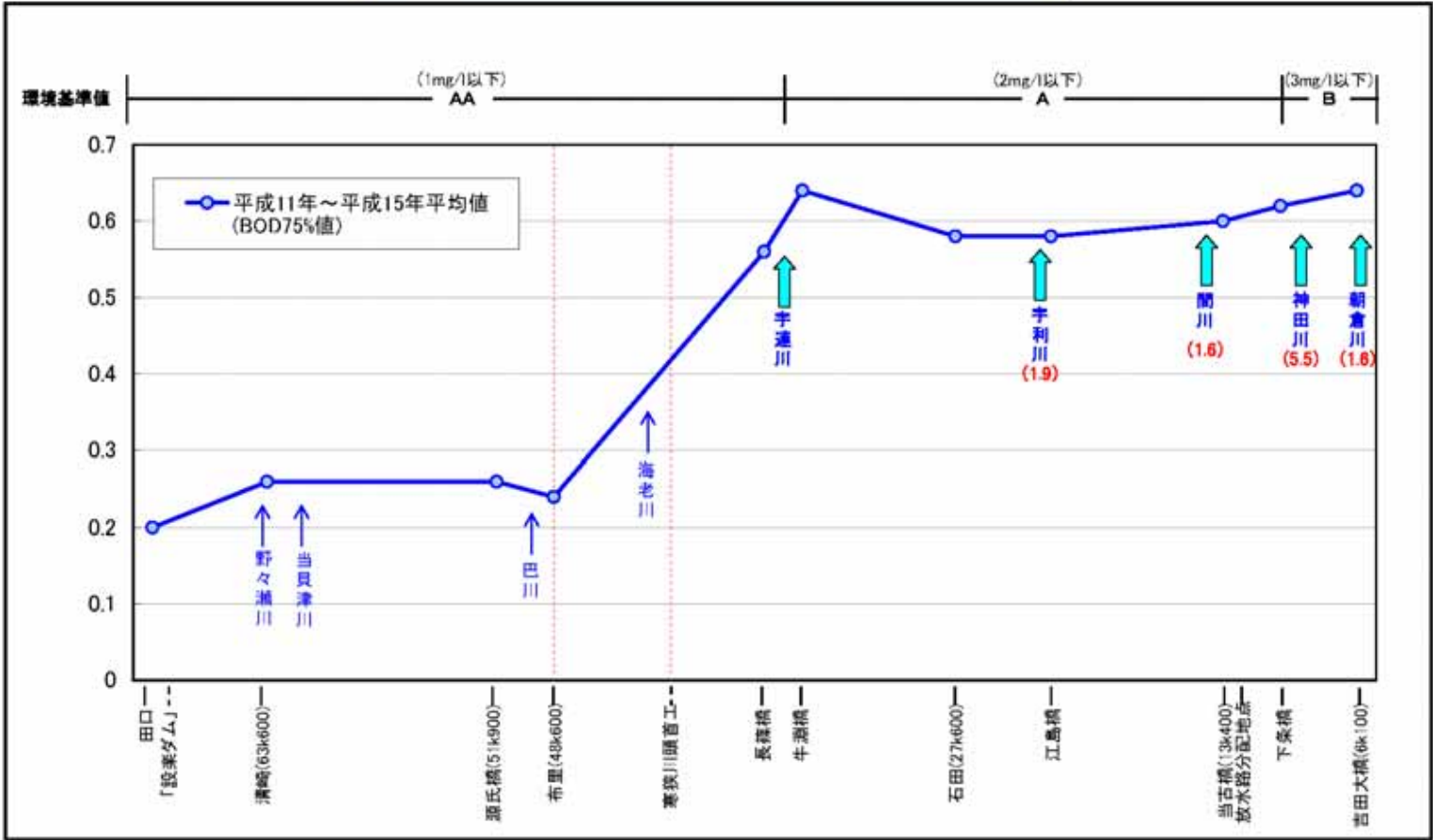
資料) 1. 設楽ダム建設事業環境影響評価方法書

豊川の流量縦断図



- 備考 1) 出典は、取水量報告資料(豊橋河川事務所)
 豊川水系豊川田口取水所観測資料(中部電力株式会社)
 設置ダム工事事務所資料 豊橋河川事務所資料
- 2) 日流量の年間平均値は毎年1月1日～12月31日までの日流量の合計値を年間日数で除して平均化したもの
- 3) ただし、横川発電所の平成11年10月～12月は68日間欠測

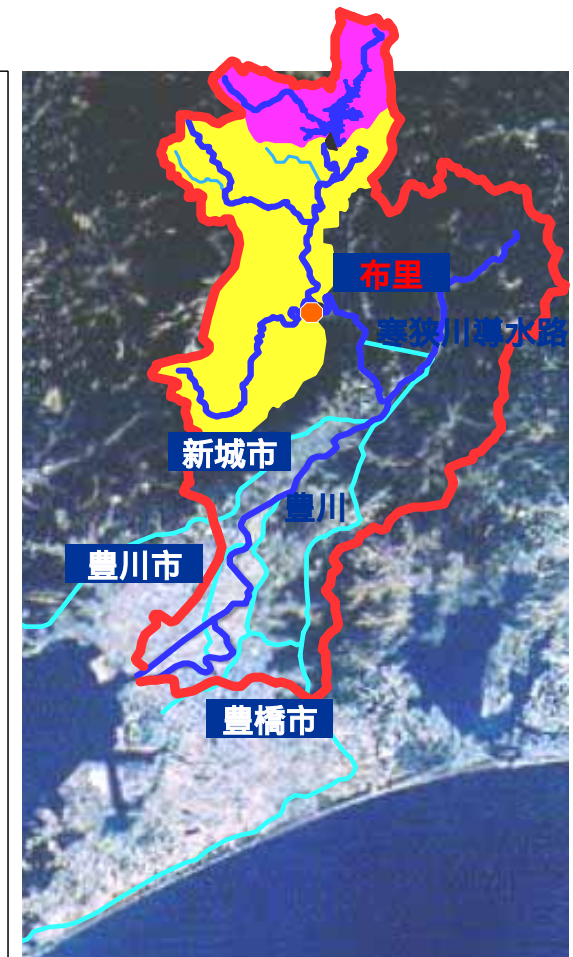
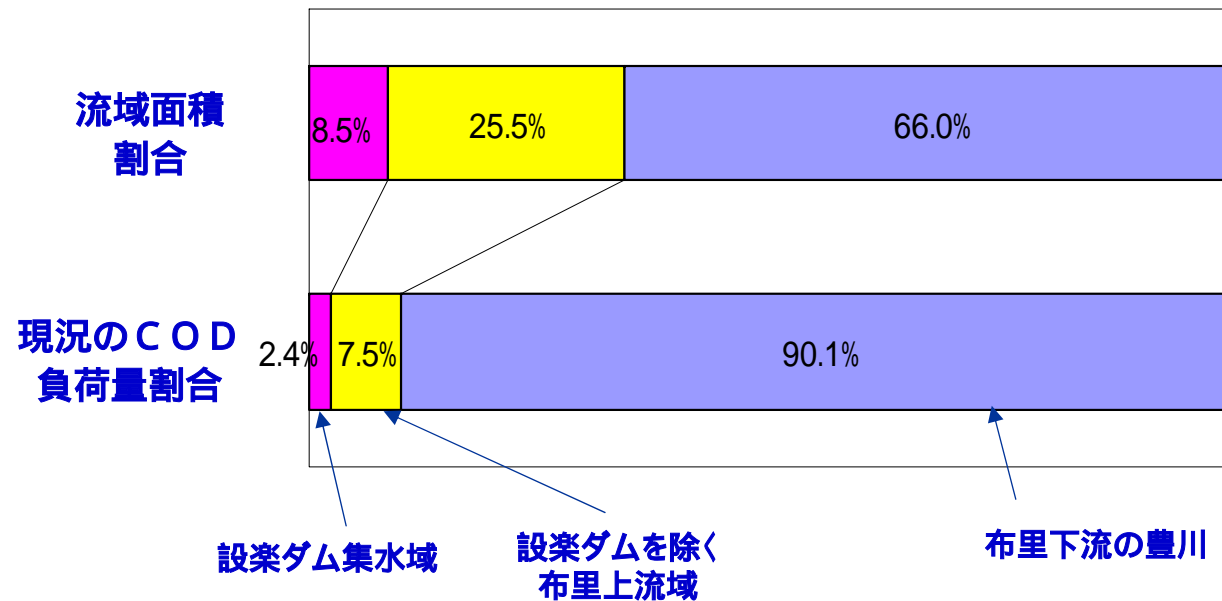
豊川の水質縦断図



備考 1) 出典は、豊川・矢作川水系水質汚濁対策連絡協議会資料
設楽ダム工事事務所資料

豊川流域からの水質負荷量(COD)割合

豊川のCOD負荷量割合
(愛知県水環境課調べ)



データ出典：発生負荷量算定調査 報告書 各論（愛知県）

H11年推定生活系、産業系、その他系負荷量の合計

(4) 「対象事業に係る環境影響評価の項目並びに
調査、予測及び評価の手法」について

(5) 今後の予定について

環境影響評価の実施時期と位置付け

